

改正後	改正前																
別表（第 2 条第 1 項関係） <table><tr><th>名 称</th><th>所掌事項</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>保育事業認可部会</td><td>児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項に基づく家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可前の意見聴取に関する事項 児童福祉法第 35 条第 6 項に基づく保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	名 称	所掌事項	〔略〕		保育事業認可部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項に基づく家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可前の意見聴取に関する事項 児童福祉法第 35 条第 6 項に基づく保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項	〔略〕		別表（第 2 条第 1 項関係） <table><tr><th>名 称</th><th>所掌事項</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>保育事業認可部会</td><td>児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項に基づく家庭的保育事業等の認可前の意見聴取に関する事項 児童福祉法第 35 条第 6 項に基づく保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr></table>	名 称	所掌事項	〔略〕		保育事業認可部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項に基づく家庭的保育事業等の認可前の意見聴取に関する事項 児童福祉法第 35 条第 6 項に基づく保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項	〔略〕	
名 称	所掌事項																
〔略〕																	
保育事業認可部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項に基づく家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可前の意見聴取に関する事項 児童福祉法第 35 条第 6 項に基づく保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項																
〔略〕																	
名 称	所掌事項																
〔略〕																	
保育事業認可部会	児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項に基づく家庭的保育事業等の認可前の意見聴取に関する事項 児童福祉法第 35 条第 6 項に基づく保育所の設置認可前の意見聴取に関する事項																
〔略〕																	